

相続・贈与税一体化の方向へ 近い将来大幅見直しの動き

昨年の「政府税制調査会」において、相続税・贈与税の課税制度の見直しが検討されました。この検討結果は令和3年度の税制改正には反映されませんでした。しかし、「見直すこととその方向性」には全員賛成でしたので、今後(早ければ来年度)相続・贈与税が改正される可能性があります。その結果、将来の相続を見据えて贈与をどう行うべきか、贈与のあり方に大きな影響を与えそうです。

背景としての、現状の相続税・贈与税の課題・問題点

(1) 社会構造の変化

- ① 少子化高齢化により、財産が急激に高齢者に偏在してきました(60歳代以上が保有する金融資産は、全年代のうち、1989年は約32%、2014年は約65%)
- ② 相続時期の高齢化に伴う「老老相続」の割合が増加しています。
- ③ このため消費経済をけん引する働き盛りの世代等の若年世代への資産移転が進まず、ひいては日本経済の発展を抑制していることが懸念されています。



(2) 社会構造の変化に対しての現行制度上の問題

- ① 贈与税が相続税に比べて税率が高く生前贈与を抑制していると言われています。
- ② 一方で受贈者は年間110万円まで贈与税は非課税(暦年贈与)で、他にも、i.教育資金の一括贈与、ii.結婚・子育て資金の一括贈与、iii.住宅取得等資金贈与の非課税制度があります。これには資産格差を助長するとの指摘があります。
- ③ 贈与税は相続税の補完税と言われますが、補完力は弱く「一体課税」とまでは言えません。現状制度では、亡くなった時点の財産に加えて、相続人に対する亡くなる3年前までの贈与を含めて、相続税を課すこととなっています。この3年が短いのではないかという問題です。

暦年贈与を生前早くから行うことで、結果的に相続税を軽減することが可能なため、持つ者と持たざる者を固定化させる要因となっていると指摘されています。

改正の方向性

以上から、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期に拘わらず中立的な税制を構築するため、「贈与税と相続税の統合」の方向で行われるものと思われます。例えば次のようなものです。

- (1) 亡くなる以前一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税する
現在の亡くなった日以前3年間から、10年(ドイツ)、15年(フランス)、一生涯(アメリカ)に長期化することが考えられます。
- (2) 相続時精算課税制度を中心とした制度とすることが考えられます。
生前の贈与時に贈与額のうち一部を贈与税として納税し、相続税申告により税額を「精算」納付又は還付を受ける方法などです。

現在の「暦年課税」制度は近々終了する可能性があり、また、現状の「贈与税の非課税措置」についても見直される可能性があります。例年であれば12月に来年度の税制改正大綱が発表されます。今の贈与税制度を利用している方、検討されている方は、改正動向に注目しつつ、今年の贈与をどうするか早めにご検討されることをお勧めいたします。

@ 6月の予定

- 6/10 ・ 5月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 6/30 ・ 4月決算法人の確定申告
- ・ 1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

